

大竹市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号）、大竹市森林整備計画及び「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」（「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」（平成20年11月4日付け20林整計第105号林野庁森林整備部計画課長通知）別紙）（以下「国マニュアル」という。）に基づき、同法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告（以下「状況報告」という。）の手続き等に関し必要な事項を定める。

(大竹市森林整備計画の遵守)

第2条 森林法第5条に規定する区域において伐採等届出の義務を有する者（森林所有者、伐採する者（立木を伐採する権原を有する者をいう。以下同じ。）及び伐採後の造林をする者（造林する権原を有する者をいう。以下同じ。）をいう。以下「届出義務者」という。）は、国マニュアル及び大竹市森林整備計画に沿って、伐採等届出及び状況報告を提出するものとする。

2 届出義務者は、大竹市森林整備計画に定める連続して1ヘクタール以上の伐採（以下「一定以上の伐採」という。）を行うときは、当該伐採に係る区域を周辺住民等に周知するものとする。

3 前項の一定以上の伐採における基準は、別表1に掲げる一定以上の伐採の考え方のとおりとする。

4 第2項の伐採等届出を行う場合において、当該伐採に係る区域に複数の森林所有者が存在するときは、届出義務者は各森林所有者に一定以上の伐採の全体計画を説明し、当該森林所有者に当該伐採の全体計画の同意を得なければならない。（伐採等届出及び事前説明）

第3条 届出義務者は、伐採及び伐採後の造林の届出書（別記様式第1号）（以下「伐採届」という。）に別表2の2項から9項までに掲げる書類及び伐採及び伐採後の造林の届出書に関する確認リスト（別記様式第2号）を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、届出義務者は、次の各号に掲げる場合は、別表2の8項に掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む。）は、この限りでない。

(1) 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合（単木伐採など境界に隣接しない場合）

- (2) 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより、届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合（境界杭などにより境界が明らかな場合）
- (3) 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者との境界の確認を確実に行うと認められる場合（誓約書等の提出により届出後、伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合）
- 3 第1項に規定する書類のうち、届出義務者が当該届出をしようする日の属する年度又はその前年度中に提出した伐採等届出に添付した書類と同一のものを添付する場合には、「〇年〇月〇日付け届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代えることができる。
- 4 一定以上の伐採を行おうとする者は、伐採等届出を提出する前に、大竹市森林整備計画に沿った内容である旨を市長に事前に説明しなければならない。この場合において、一定以上の伐採を行おうとする者は、第1項に規定する書類を市長に提出するものとする。
- 5 前項に規定する場合において、市長は、当該届出内容及び大竹市森林整備計画の適合状況について確認し、次条第1項の規定に準じて、法令に適合するよう書類の補正又は追加の書類の提出を届出義務者に求めるものとする。

（伐採等届出提出後の処理）

第4条 市長は、届出義務者から伐採等届出が提出されたときは、その申請の内容が法令に違反せず、かつ、大竹市森林整備計画に適合すると認めたときは、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（別記様式第3号）により、伐採後の跡地が森林以外の用途に供されることとなるときは、伐採及び伐採後の造林の確認通知書（別記様式第4号）により、当該届出義務者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、提出された伐採等届出が次に掲げる事項に該当すると認めたときは、当該伐採等届出の補正又は追加の資料を提出させるものとする。

- (1) 記載事項に不備や錯誤があったとき。
- (2) 伐採等届出を確認した結果、国マニュアルや大竹市森林整備計画に適合しない恐れがあると認めるとき。
- (3) 森林所有者が、林地台帳等で確認した結果と相違があるとき。

3 第1項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第1項に規定する適合通知書又は確認通知書を受けた当該届出義務者は、これらの内容に従い、伐採及び造林を行わなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による伐採等届出を受理し、内容を確認した結果、林地台帳等の記載に事実と相違があるときは、当該届出義務者に森林法の

規定による土地の所有者届を提出させ、林地台帳の記載内容を修正するものとする。

- 6 市長は、第1項及び第2項の規定による伐採等届出が提出されたときは、その内容を、広島県が提供する広島県森林情報共有システムに登録し、又は伐採届出及び状況報告の管理台帳（別記様式第5号）に記録するものとする。

（伐採等届出書提出後の変更）

第5条 伐採届の受理後に届出義務者から伐採の計画等の変更の申出があったときは、市長は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める方法により届出義務者に対応を求めるものとする。

- (1) 大竹市森林整備計画との適合に影響のない軽微な変更（伐採期間の変更等）
受理後の伐採届の該当箇所の補正を求める。
- (2) 大竹市森林整備計画との適合に影響を与える変更（伐採方法の変更等）
伐採の途中である場合にあつては、直ちにこれを中止させ、改めて伐採を開始する日前90日から30日までの間に届出義務者に対し、伐採及び伐採後の造林の変更届出書（別記様式第6号）の提出を求める。

（伐採及び伐採後の造林の状況報告）

第6条 第4条に規定する適合通知書又は確認通知書を受けた当該届出義務者であつて状況報告を行う者（以下「報告者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限内に報告書を提出するものとする。

- (1) 伐採作業が完了した場合 伐採作業終了後30日以内に伐採に係る森林の状況報告書（別記様式第7号）
- (2) 再造林又は天然更新が完了した場合 再造林又は天然更新が完了した日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書（別記様式第8号）

- 2 市長は、前項の報告書が提出されたときは、現地調査その他の方法により、当該森林の状況を確認するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、一定以上の伐採においては、市長は伐採等届出書の内容を確認するため、現地調査その他の方法により、適宜、当該森林の状況を確認するものとする。

- 4 市長は、伐採届出及び状況報告の管理台帳を照合し、第4条に規定する適合通知書又は確認通知書を受けた当該届出義務者から第1項の報告書が提出されていないときは、督促書（別記様式第9号）により、当該届出義務者（森林所有者を除く。）に通知し、必要な手続きを行うよう督促するものとする。

- 5 市長は、第1項の報告書が提出されたときは、その内容を、広島県が提供する広島県森林情報共有システムに登録し、又は伐採届出及び状況報告の管理台帳に記録するものとする。

(無届伐採)

第7条 市長は、届出義務者が伐採等届出を市長に提出せずに、森林法第10条の8第1項の規定による伐採の行為(以下「無届伐採」をいう。)を発見した場合は、国マニュアルに従い、その行為者(以下「無届伐採者」という。)及び当該伐採をした場所について現地を調査し、当該伐採をした区域の特定を行うとともに、無届伐採者等に聞き取りを行い、速やかに当該違反行為の事実確認を行うものとする。

2 前項の事実確認の結果、無届伐採と認められるときは、市長は原則として無届伐採に対する指導書(別記様式第10号)により、当該無届伐採者に通知するものとする。

3 市長は、第5項に掲げる悪質な違反行為以外であって、その過失の程度が低いと判断したときは、顛末書(別記様式第11号)を提出させるものとする。

4 市長は、顛末書が無届伐採者から提出されたときは、顛末書が提出された場合の無届伐採に対する指導書(別記様式第12号)により、当該無届伐採者に通知するものとする。

5 市長は、無届伐採者が次に掲げる悪質な違反行為を行ったときは、速やかに広島県及び警察と連携して対応を検討し、告発等を行うものとする。

(1) 本要領による手続きを了知又は熟知していることが明らかにも関わらず、無届伐採を行ったとき。

(2) 森林所有者が特定可能な状況にも関わらず、故意に森林を伐採したとき。

(3) その他市長が悪質な行為と認めるとき。

(無断伐採)

第8条 市長は、森林所有者や伐採の権原を有している者から同意を得ることなく森林法第10条の8第1項に規定する伐採を行った者(以下「無断伐採者」という。)を発見した場合は、国マニュアルに従い、当該伐採をした場所について現地を調査し、当該伐採をした区域の特定を行うとともに、無届伐採者等に聞き取りを行い、速やかに当該違反行為の事実確認を行うものとする。

2 前項の事実確認の結果、無断伐採と認められるときは、速やかに広島県と連携して告発等の手続きを進めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領に規定する必要な手続きを市民、森林所有者、伐採等届出を行う者等に周知し、ホームページに掲載する等必要な行為は、この要領の施行前において

も行うことができる。

附 則

(施行期日)

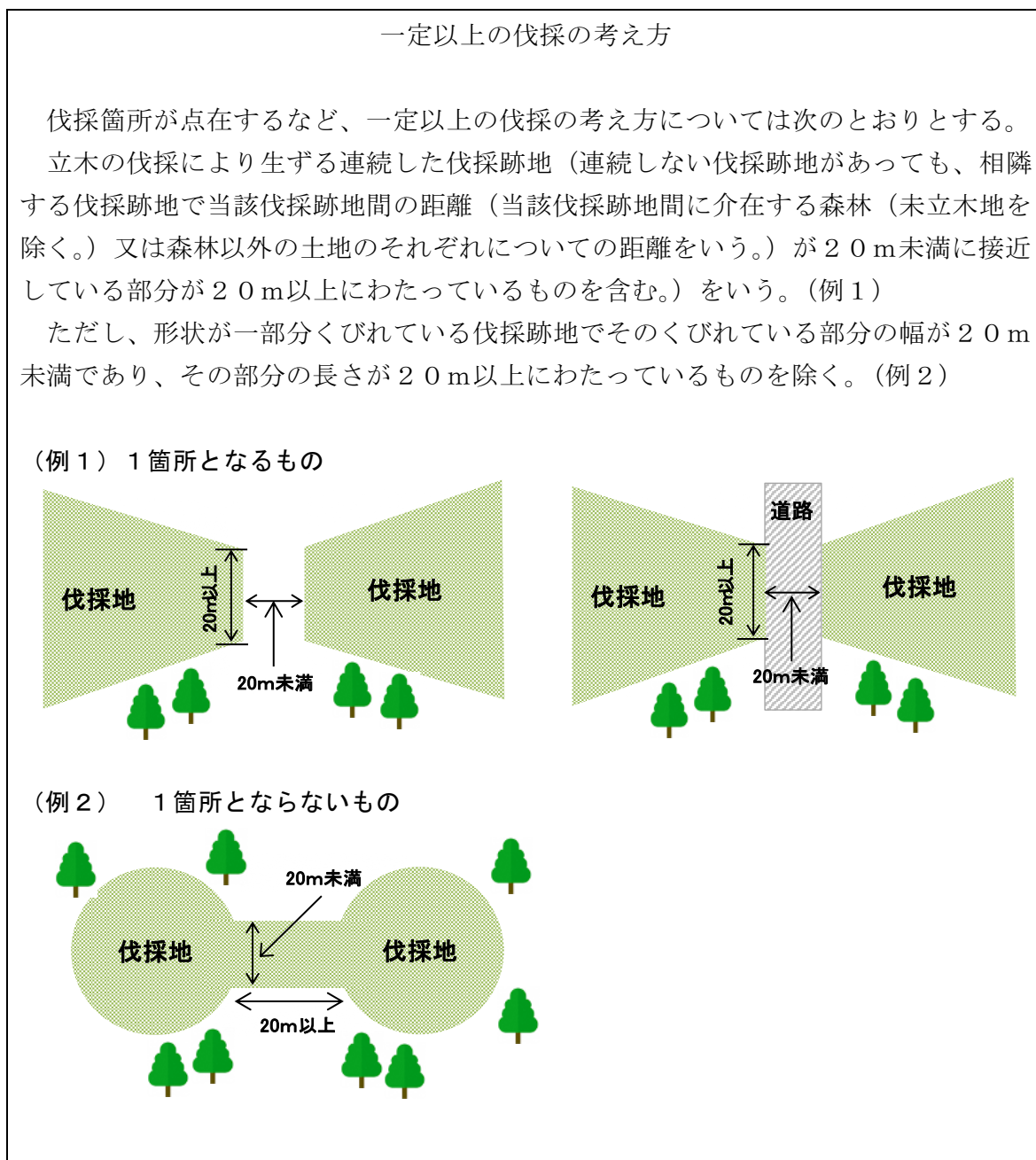
1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にされた改正前の大竹市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領（以下「改正前の要領」という。）第3条の伐採等届出であって、この要綱の施行の際、伐採等届出提出後の処理がされていないものについては、なお従前の例による。

3 この要領の施行前に改正前の要領第4条第1項の規定によりされた通知は、改正後の大竹市伐採及び伐採後の造林の届出に関する事務取扱要領第4条第1項の規定によりされた通知とみなす。

別表1（第2条関係）



別表2（第3条関係）

伐採等届出に必要な書類

番号	必要な書類	内容	備考
1	伐採届	別記様式第1号 ※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。	必須

2	添付資料が確認できる書類	別記様式第2号 ※森林所有者、伐採する者、伐採後造林をする者全てが内容を確認したことを証するため、4部作成し、1部は提出、3部については、各自その1通を所持する。	必須
3	森林の位置図及び区域図	国土地理院地図、森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの なお、市長が認める方式により伐採区域が判別できる座標値を伴った電子データがある場合は、そのデータ提出をもって代えることができる。	必須
4	本人確認書類	次の各号のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。 (1) 法人の場合（次のアからウまでのいずれかの書類） ア 法人の登記事項証明書 イ 法人番号を記載した書類 ウ 法人の名称及び所在地を記載した書類 (2) 法人でない団体の場合（次のア又はイのいずれかの書類） ア 団体の規約 イ 団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 (3) 個人の場合（次のアからウまでのいずれかの書類）	必須

		<p>ア 住民票の写し</p> <p>イ 個人番号カード（表面）</p> <p>ウ 運転免許証</p>	
5	他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	<p>次の各号のいずれかの書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 行政庁が発行した証明書又は許認可証の写し</p> <p>(2) 申請中の許認可については、次のア又はイに掲げる書類</p> <p>ア 許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類</p> <p>イ 許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類</p>	必須（該当する場合のみ）
6	伐採後の造林をする権原を有することを証する書類（注）	<p>次の各号のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 土地の登記事項証明書</p> <p>(2) 土地の売買契約書</p> <p>(3) 遺産分割協議書</p> <p>(4) 贈与契約書</p> <p>(5) 固定資産税納税通知書</p> <p>(6) 伐採後の造林の受委託契約書</p> <p>(7) 土地の賃借契約書</p>	必須
7	森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類（注）	<p>次の各号のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 立木の登記事項証明書</p> <p>(2) 立木売買契約書</p> <p>(3) 遺産分割協議書</p> <p>(4) 贈与契約書</p> <p>(5) 伐採の同意書・承諾書</p> <p>(6) 伐採の受委託契約書</p>	必須（該当する場合のみ）
8	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったこ	<p>次の各号のいずれかの書類又はこれに類する書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 境界確認に立ち会った者の氏</p>	必須

	とを証する書類	<p>名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類（別記様式第13号）</p> <p>(2) 隣接森林所有者の現地立会写真</p> <p>(3) 隣接森林との境界に係る既存の資料の確認等取組状況を説明した書類</p>	
9	その他市が必要と認める書類	<p>地域の実情に応じ、次に掲げる市が必要と認める書類を提出するものとする。</p> <p>(1) 地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書</p> <p>(2) 伐採及び集材に係るチェックリスト</p> <p>(3) 搬出計画図（3の項に掲げる図面に土場や集材路を図示したもの）。</p> <p>(4) 他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類</p> <p>(5) 開発行為に関する計画書等（伐採跡地を森林以外の用途に供する場合）</p>	必須（該当する場合のみ）

注 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、次に掲げる書面に代えることができる。

- (1) 森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- (2) 伐採権原に関する状況を記載した書面

別記様式（省略）